

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ボスニア・ヘルツェゴビナ政府	ボスニア・ヘルツェゴビナ政府に対する贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000 千円 -----	2021.2.23 サラエボ で (同日)	日本側 伊藤 眞在 ボスニア・ヘルツェゴビナ大使 側 ビセラ・トウルコビッチ チ外務大臣	2021.3.19 93号
ボスニア・ヘルツェゴビナ政府	ボスニア・ヘルツェゴビナ政府に対する贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000 千円 -----	2021.5.1 サラエボ で (同日)	日本側 茂木 敏充 ボスニア・ヘルツェゴビナ 側 ビセラ・トウルコビッチ チ外務大臣	2021.5.24 177号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。